

土木部土木委託業務成績評定の通知及び公表要領

(目 的)

第1条 この要領は、「土木部土木委託業務成績評定の実施要領」(以下「評定要領」という。)に規定する通知及び公表に関し必要な事項を定める。

(評定結果の通知)

第2条 評定要領第6条第1項の評定結果の通知は、原則として、当該委託業務の検査日の翌日から直近の四半期の末日までに行うものとする。ただし、当該委託業務の検査日の翌日から直近の四半期の末日までの期間が30日未満のときは、次の四半期の末日までに行えばよいものとする。

(修正結果の通知)

第3条 評定要領第8条第2項の修正結果の通知は、評定要領第7条第2項の修正評定表の提出があったとき、速やかに行うものとする。

(評定結果等の通知の方法)

第4条 第2条及び前条の通知は、郵送によるものとする。

(評定結果等の公表)

第5条 評定要領第6条第3項の評定結果の公表及び評定要領第8条第4項の修正結果の公表は、評定要領第6条第1項又は評定要領第8条第2項の通知をした日から起算して30日以内に行うものとする。

(説明請求に対する回答の方法)

第6条 評定要領第9条第2項の回答は、郵送によるものとする。

(説明請求等に係る書面の公表)

第7条 評定要領第9条第5項の申立者の提出した書面及び回答を行った書面の公表は、評定要領第9条第2項の回答をした後、速やかに行うものとする。

(公表の方法等)

第8条 第5条及び前条の公表は、次の各号によるものとする。

- (1) 公表の方法は、閲覧によるものとする。
- (2) 公表を行う期間は、公表日の属する年度の翌年度末日までとする。
- (3) 公表は、当該委託業務を発注した県民局土木事務所等において行うものとし、各土木事務所にあつては工事業務課、尼崎港管理事務所にあつては西宮土木事務所工事業務課、姫路港管理事務所にあつては姫路土木事務所工事業務課、但馬空港管理事務所にあつては管理課において閲覧に供するものとする。
- (4) 閲覧に供する時間は、開庁日における開庁時間内とする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。